

国立感染症研究所における競争的研究資金等の適正な運営・管理 のための取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月15日文部科学大臣決定）、[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日付科発0331第3号大臣官房厚生科学課長決定）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、国立感染症研究所（以下「当所」という。）における職員等（常勤職員、再任用職員、非常勤職員、労働者派遣契約により派遣された者、その他当所において研究業務に従事する者をいう。）が使用する全ての競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の適正な運営・管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の責務等)

第2条 職員等は、競争的資金等の使用にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、及び各競争的資金等の規程等を遵守し、競争的資金等が適正に執行され、適切に研究が行われるよう努めなければならない。

- 2 職員等は、当所における研究の信頼性と公正性を確保するため、別に定める行動規範を踏まえて対応する。
- 3 職員等は、競争的資金等の運営・管理において、当所の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は当所や配分機関の処分及び法的な責任を負担することなどの内容を盛り込んだ誓約書等を提出する。

※ この規程において「不正」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(最高管理責任者)

第3条 当所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は所長とする。
- 3 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。
- 4 最高管理責任者は統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の適正な運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は定期的な研修会の開催など職員等が競争的資金等を適正に執行することができるよう努めるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について当所全体を統括し、競争的資金等の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は副所長とする。

(コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者)

第5条 統括管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。また、各庁舎単位でも実効的な管理監督を行うため、コンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、総務部長とする。また、コンプライアンス推進副責任者は、総務部調整課長、総務部業務管理課長及びハンセン病研究センター庶務課長とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する当所内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、各庁舎内における対策を実施し、実施状況を確認する。

5 不正防止を図るため、当所内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育や適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか必要な改善指導などを推進する。

(事務委任)

第6条 競争的資金等の交付を受けた職員等は当該競争的資金等の規程に基づき、管理及び経理の事務に関して最高管理責任者に委任しなければならない。

2 統括管理責任者は最高管理責任者の指示により、実質的な競争的資金等の管理及び経理の事務を統括する。

(管理等の事務)

第7条 委任された競争的資金等の管理及び経理の事務は、統括管理責任者の指揮・監督のもと総務部調整課外部研究資金管理室（以下「外部研究資金管理室」という。）が行う。

2 外部研究資金管理室は、職員等が使用する競争的資金等に係る経理事務を適正に行うために、収支簿を備え、執行状況を把握のうえ、競争的資金等の適正な執行が行われるよう努めなければならない。

3 外部研究資金管理室は、競争的資金等の管理運営の実施状況について、定期的に所長に報告しなければならない。

(不正防止計画推進委員会)

第8条 所長は、適正な経理事務の周知や不正の発生を予防できる体制の検証などを目的とした不正防止計画を策定・実施するため、所長の直属として不正防止計画推進委員会を設置する。

- 2 不正防止計画推進委員会は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するとともに、不正防止計画の実施状況を確認し所長に報告する。また、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。
- 3 所長は、不正防止計画が着実に実施されるよう職員等に周知を図り、必要に応じて職員等に指示するものとする。
- 4 不正防止計画推進委員会は、所内の監査部門と常に連携を図り、把握された不正要因の除去に努め、必要に応じてモニタリングを行うなど、不正防止の推進に取り組むものとする。

(相談窓口)

第9条 競争的資金等の執行に係る関係規則及び事務手続き等について当所内外から寄せられる相談を受け付ける「相談窓口」を置く。

- 2 「相談窓口」は外部研究資金管理室とする。

(告発等の窓口の設置)

第10条 競争的資金等の不正に係る当所内外から寄せられる情報（以下「告発等」という。）の通報を受け付ける「通報窓口」を置く。

- 2 「通報窓口」は総務部総務課とする。
- 3 総務部総務課長は、告発等を受け付けたときは、「通報記録」にその概要を記録し、所長に報告しなければならない。
- 4 告発等は、次の方法により、原則、顕名によって行われるものとする。
 - (1) 面談（総務部総務課長及び総務課長補佐と通報者が直接面談を行う。）
 - (2) 書面（国立感染症研究所総務部総務課長宛）
 - (3) 電話（TEL：03-5285-1154）
 - (4) 電子メール（tsuho@nih.go.jp）

(告発等の取扱い)

第11条 所長は、通報窓口による告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も告発等と同様の取扱いとする。

- 2 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。
- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 職員等は、告発等の対象となった者及び告発者に対し、誹謗中傷等の行為

を行ってはならない。

- 5 その他本条から第15条までに規定する不正に係る調査の体制・手続等については、原則として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の手続（再実験に係る部分等を除く。）に準じて取り扱うこととする。

（検証委員会の設置及び調査等）

第12条 所長は、調査が必要と認められた場合、その告発等に係る事実関係について調査・検証するための委員会（以下「検証委員会」という。）を設置し、調査を実施するものとする。

- 2 検証委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、外部有識者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。
- 3 検証委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査・認定する。
- 4 検証委員会は、調査の実施状況について、必要に応じ所長に報告するとともに、調査の結果について、速やかに所長に報告しなければならない。

（調査中における研究費の一時的執行停止）

第13条 所長は、検証委員会が調査している間、被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、当該研究費の使用停止を命ずることとする。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第14条 所長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事案が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

- 2 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある場合等を除いて、現地調査及び資料の提出等に応じるものとする。
- 3 所長は、通報窓口による告発等の受付から210日以内に、告発事案の調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

（調査結果の公表及び不正が認定された場合等の対応・措置）

第15条 所長は、不正が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査の結果を公表するとともに、その内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不

正の内容、当所が公表までに行った措置の内容、検証委員の氏名・所属、調査の方法・手順などとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公開とすることができる。

- 2 違法行為等が確認された場合は、当該者に対する懲戒等については国家公務員法及び関係法令等に基づき厳正に対処するものとする。
- 3 私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟もあり得るものとする。
- 4 不正を行った者が労働者派遣契約により派遣された者である場合は、契約者等及び派遣元に通知しなければならない。
- 5 公表については、原則として当該事案の概要を国立感染症研究所ホームページにおいて公表する。
- 6 所長は、不正な取引を行った業者に対する措置等については、厚生労働省の取扱いに準じるものとする。

(内部監査)

第16条 所長は、競争的資金等の適正な運営・管理に資するため、定期及び随時に内部監査を実施しなければならない。

- 2 内部監査部門は、所長の直轄的な組織とし総務部会計課が担うものとする。
- 3 内部監査部門は、ルールに照らして会計書類の定式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。さらに、不正防止計画推進委員会との連携を強化し、当所の実態に即して不正を発生させる要因を分析した上で、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 4 その他内部監査の実施等に関して必要な事項は、別に定める。

(その他)

第17条 競争的資金等の適正な運営・管理のための取扱いについては、この規程及び別に定める「国立感染症研究所における競争的研究資金等の内部監査の取扱いに関する細則」、「国立感染症研究所における競争的研究費に係る経理事務の取扱要領」、「厚生労働科学研究費補助金等に係る対象経費別等取扱要領」によるほか、関係省庁の規程等に基づき行うとともに、ガイドラインに準じて取り扱うこととする。

附 則

この規程は平成20年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日に改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月5日に改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月19日に改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月2日に改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月6日に改正し、同日より施行する。